

第21期第6回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和4年6月7日（火曜日）14時30分

2 開催場所

札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル 8階 8BC会議室

3 出席委員

副会長 福士國治 委員 鈴木和博 委員 中野信之 委員 小川勝士
委員 佐々木昇 委員 大井 昇 委員 牧野良彦 委員 山口俊介
委員 木村直哉 委員 杉若圭一 委員 斎藤裕美 委員 清水宗敬
委員 井尻成保 委員 古谷直樹 委員 松田有宏
(出席15名)

4 議事録署名委員

木村直哉及び杉若圭一

5 事務局

事務局長 柳原雄三

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課	サケマス内水面担当課長	松村 悟
	課長補佐（サケマス）	野田勝彦
	主査（増殖）	佐藤岳志
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	遊漁内水面係長	小川元樹
	主査（内水面）	小川春人
	遊漁内水面係 主事	佐藤往志
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	研究主幹	下田和孝
公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会	主幹	庄武 理

7 議題

議案第1号 さけ・ます遡上河川における委員会指示について

議案第2号 水域利用調整区域の指定に係る意見について

8 議事内容

(事務局)

それでは、ただ今から、第21期第6回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたり、福士副会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(福士副会長)

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。新型コロナウイルスが中々終息しておりませんが、委員の皆様には何かとご多忙中、本日の委員会にご出席を頂きありがとうございます。また、道の水産林務部の皆様をはじめ関係機関の皆様ご臨席頂き厚く御礼申し上げます。本日は野川会長が欠席のため私が代わってつとめさせていただきます。微力ではございますが委員会の皆様のご協力のもと、円滑な運営につとめて参りますので、よろしくお願い申し上げます。さて、本日の委員会でございますが、2つの議案が用意されております。委員の皆様には慎重なご審議をお願いいたします。簡単ではございますが開催にあたり挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

次に、ご臨席を頂いております北海道水産林務部漁業管理課松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶を頂きます。

〔来賓挨拶〕

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

ただ今ご紹介頂きましたサケマス内水面担当課長の松村でございます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。第21期第6回北海道内水面漁場管理委員会の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては日頃より本道の内水面漁業の振興などにつきまして、ご尽力いただいておりますことにお礼申し上げます。また、水産行政の推進にあたりましてご助言ご指導を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りしまして感謝申し上げますところでございます。

さて、本日の審議案件に関連しております昨年の秋サケの漁獲状況でございますが、漁獲尾数は1,668万尾と一昨年の106%となったところでございますが、根室やえりも以東、以西の太平洋海域では、過去10年の平均値と比較しましても6割以上の減少になるなど、近年は海域による差が大きく低位な来遊状況が続いております。資源の回復が喫緊の課題であると認識しているところでございます。このため道ではDHAを添加した餌の給餌によります稚魚の遊泳力の強化を図る取り組みのほか、健康な稚魚の飼育に必要な増殖施設の改修に対する支援や、沿岸水温のモニタリングなどによる稚魚の放流適期の把握など、関連機関と連携しながら資源回復に向けた取り組みを実施しております。委員の皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日は私どもから要請させていただきました千歳川及び斜里川における魚類の採捕禁止に係る委員会指示の発動についてご審議いただきます。両河川とも全道のさけ・ますふ化放流事業を推進するうえで、大変重要な河川であり安定的に親魚や種卵を確保するため、北海道さけ・ます増殖事業協会から強く要請されている事項でございます。道といたしましても近年の厳しい来遊状況下において、本委員会指示は悪質化する密漁による親魚の損傷やストレスを防ぎ、良質な種卵を確保するためには必要不可欠な措置だと考えておりますので、ご理解のうえご審議のほどよろしくお願い申し上げます。結びになります委員の皆様におかれましては本道水産業の振興・発展のため一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〔議事〕

(福士副会長)

それでは最初に出席委員人数のご報告をいたします。本日は委員定数18名中、欠席人数3名で15名の委員が出席しておりますので委員会は成立します。次に議事録署名委員を私から指名させていただきます。木村委員と杉若委員にお願いします。よろしくお願いいたします。では議案の審議に入ります。議案第1号さけ・ます遡上河川における委員会指示についてを上程します。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号さけ・ます遡上河川における委員会指示についてご説明いたします。右肩に議案第1号と記載した資料をご覧ください。1ページ目が委員会指示文となっております。この委員会指示は水産林務部からの要請に基づき行うもので委員会指示の文面は年度の更新以外昨年からの変更点はございません。委員会指示文を読み

上げて説明に代えさせていただきます。さけ及びます資源の安定した維持を図るため、密漁に伴う親魚魚体の損傷等が人工ふ化放流事業の支障となっている次の河川について、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により次のとおり指示する。ただし北海道漁業調整規則第52条の規定により知事の許可を受けた場合、又は同規則同条に定める試験研究機関等の場合であって委員会が認めた場合はこの限りでない。委員会指示を発動する河川と内容は下段の表のとおりとなっています。河川名千歳川、禁止区域は石狩川支流千歳川上流根志越橋下流端から千歳市花園1丁目地先一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会千歳捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の千歳川本流の区域、禁止期間でございますが令和4年8月21日から10月31日まで。河川名斜里川、禁止区域は斜里川河口から斜里川上流斜里郡斜里町新光町31番1地先一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会斜里捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の斜里川本流の区域、禁止期間は令和4年8月1日から12月25日まで、採捕禁止の対象はいずれも魚類となっています。

次に資料の裏面の2ページをご覧ください。委員会指示の但し書きに定めた試験研究機関等の場合に委員会が承認する事務の取扱要領となっています。3ページから5ページまでは要領で定める申請書等の様式となっています。近年はこの申請はありませんが要領に基づく承認申請があった場合の対応につきましては、例年同様会長にご一任頂きますようお願い致します。事務局からの説明は以上でございます。

(福士副会長)

引き続き委員会指示の要請に至る経緯について漁業管理課より説明いたします。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 佐藤主査)

漁業管理課サケマス係の佐藤です。議案第1号のさけ・ます遡上河川における委員会指示についてご説明いたします。座って説明させていただきます。要請内容ですが先ほど事務局長よりご説明のとおり、道が公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会からの要請を受け、石狩管内千歳川及びオホーツク管内斜里川の2河川の一定の区域内における魚類の採捕禁止について、北海道内水面漁場管理委員会に対しまして委員会指示の発動を要請するものです。具体的な委員会指示の要請内容は、先ほど事務局長から説明のあった委員会指示の案と同様のため省略いたしまして、要請理由について議案1号10ページ目の同協会から提出のあった理由書に沿って説明をしたいと思います。

さけます類の漁業資源は人工ふ化放流事業により成り立っており各地区の増殖団体は、さけます人工ふ化放流事業に必要な親魚の捕獲や採卵、ふ化、放流の業務を実施しておりますが、近年は資源が減少傾向で特に平成28年以降6年連続で3千万尾を下回る記録的な来遊不振となっており、全道の親魚捕獲数も減少したため種卵不足地域への種卵の需給調整を行うものの、全道的には不足が生じている状況が続いております。

今回要請する両河川では全道が厳しい中においても委員会指示の効果もございまして、安定的で計画的な捕獲ができており全道の基幹河川として不振地域への移植用種卵を供給する重要な役割を担っており、特に昨年は太平洋沿岸に発生した赤潮の影響も重なり広範囲の地域に渡って種卵の不足が生じ、両河川から多くの種卵を供給したことから両河川の重要性が年々高まっております。

一方で依然として密漁が見られることから各地区の増殖団体ではチラシの配布などの啓発活動のほか、巡回を実施しており危険な夜間は民間警備会社に委託するなどの対策を実施しております。しかし、昨今の秋サケ価格の高騰も相まって暴力団による組織的な事犯も発生するなど密漁被害の更なる拡大が懸念されることから、健康な稚魚の育成や放流を行うため密漁による再生産親魚の収奪や魚体損傷を防止することが強く望まれております。これらの河川では、さけます類以外の釣り行為を装った密漁行為も多く、秋サケの違法な採捕行為の抑止には魚類の採捕を制限することが必要であることから引き続き当委員会指示の発動をお願いしたいというものになっております。

道といたしましても秋サケが来遊不振の中で千歳川と斜里川ともに平成28年から捕獲数が減少しており、各地区増殖団体において取締機関との合同パトロールや民間警備会社への夜間監視委託などを実施しておりますが、近年、特にオホーツク管内では蓄養親魚が盗難さるなどの組織的な事案も発生し、さらには暴力団関係者の関与も聞かれるなど、来遊の低迷、価格の高騰の状況下においては河川内の秋サケ親魚や種卵を狙った密漁行為の拡大が懸念される状況となっております。このためこれら密漁行為によって親魚確保、採卵事業への影響が生じないようさらには地域トラブルを未然に防止したいと考えております。

なお、本委員会指示は過剰な規制とならないようこれまで親魚の捕獲実態などを勘案して委員会指示の期間の見直しを行うなど、状況変化に即時対応しており今回に関しても同様の考えにより、引き続き委員会指示の発動を要請するものであり、全道における、さけ・ますの基幹河川として重要な千歳川、斜里川の2河川に係る魚類の採捕禁止措置について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員会への要請文書にはその他の資料として昨年度の捕獲採卵実績やこれまで

の委員会指示の発動経過のほか、千歳川と斜里川に係る区域図や昨年度の密漁パトロールや近隣河川の啓発活動などの実施状況を関係資料として添付しておりますので後ほどお目通しください。以上で委員会指示の発動要請に関する説明を終わらせていただきます。

〔質疑応答〕

(福士副会長)

説明が終わりましたので委員の皆様からのご質問ご意見などがありましたらお願いいたします。

(杉若委員)

はい。

(福士副会長)

はいどうぞ。

(杉若委員)

この案件ずっと前から出されてきておまして、千歳川と斜里川が全道的に重要な基幹河川に指定されており、委員会指示そのものについては私は異論はないのですが、大きな問題を内包しているので、さらっと流してはいけないと思って毎年一言だけいつもお話をさせて頂いております。この理由書の中に5千6百万という種卵を他の河川に出している。来年のこの案件が上程されたときには、どこにどういう数を出したのか、そういう資料を付けていただきたいと思います。というのは千歳も斜里もサケに関しては計画数を大きく上回っており、種卵を確保する河川としての重要性を謳っているのであれば、はたしてそれがどこに行っているのか、他の地域がどの程度種卵が減っているから千歳も斜里も大事なんだと。そういったような理由付けのために、そういう資料を来年から付けていただきたいというふうに思います。

それで一つ質問ですが、以前、海区を跨いで種卵の移殖は行わないというルールというか道の方針がありましたが、今、これどうなっているのですか。海区を跨いで種卵の移殖はされているのですか。勉強不足ですみません。

(松村課長)

基本的には同じ海区の中では移殖はやっております。海区を跨いでということにつ

いては、近年、ずっと不足が続いているということもあって、国や道増協さんとも相談しながら、海区を跨いだ移殖を行う場合については地域の基幹河川というか重要な河川には放流しないで、なるべく海中飼育に回すだとか、今河川にいる野生魚といえますか遺伝的な交雑が起きないような配慮をしながら行うというかたちで実施されております。

(杉若委員)

ありがとうございました。 以上です。

(福士副会長)

他にご質問などがなければ、議案第1号につきましては、原案のとおり委員会指示を発動することに、ご異議ございませんか。どうでしょうか。

(委員) 〈異議ありませんの声あり〉

(福士副会長)

それでは、そのとおり決定し委員会指示の発動とします。なお、試験研究等の目的で魚類採捕の申請があった場合についての対応は会長にご一任いただきます。続きまして議案第2号水域利用調整区域の指定に係る意見について上程します。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号水域利用調整区域の指定に係る意見についてご説明いたします。右肩に議案第2号と記載した資料をご覧ください。本案件は知事がプレジャーボート等の事故防止等に関する条例に基づきプレジャーボート等の事故防止を図るために、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し又は禁止を行う水域利用調整区域の指定を行うための意見照会でございます。

条例の第19条で指定の手続が定められており、知事は水域利用調整区域の指定が漁業権の侵害防止等に関係するものであるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。内水面については当委員会への意見照会となります。平成28年度に洞爺湖が初めて指定されて以来毎年意見照会されているものでございます。

資料の1ページが知事からの意見照会文となります。資料の2ページ目が水域利用

調整区域申請一覧表でございます。7番目が今回意見照会の対象となる壮警町からの指定の申し出でございます。これらの7件につきましては5月24日に開催されました北海道水域利用調整協議会において水難事故防止の観点から継続指定について承認されております。資料3ページからが壮警町からの申出書でございます。これまで同様非動力船利用者の安全確保のために指定を申し出ています。5ページ目が指定区域の概念図、6ページ目になります。台形状に塗りつぶされた範囲となります。これもこれまでと同様の範囲でございます。洞爺湖漁協の意見書が8ページ目に掲載されておりますが異議のない旨回答しますとなっております。漁業権が設定されている洞爺湖におきまして漁業権者である洞爺湖漁業協同組合から異議のない旨回答が得られております。水域利用調整区域の指定について支障がないものと判断されるところと考えます。9ページ目は条例の抜粋となりますがなかほど下線部分により当委員会への意見照会となったものです。説明は以上でございます。

〔質疑応答〕

(福士副会長)

説明が終わりしましたので委員の皆様からご質問ご意見などがありましたらお願いいたします。ご質問などありませんか。ご質問等がなければ指定について異議のない旨、回答することといたします。よろしいですか。

(委員) 〈はいの声あり〉

(福士副会長)

これで議案の審議は終わりました。このほか事務局ございませんか。

(事務局)

次回委員会の予定でございます。7月中旬の開催で日程調整をさせて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(福士副会長)

事務局が用意したのは以上ですが委員の皆様何かございませんか。特にないようでございますので以上をもちまして本日の委員会を閉じたいと思います。皆様のご協力により無事審議を終えることができました。本日はありがとうございました。